

令和7年4月から 入院時の食事療養費の負担額が 変更になります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より患者さん
のご負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の
金額となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い
申し上げます。

入院時の食事療養費の標準負担額（患者さん負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳まで	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食490円	1食 510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食230円	1食 240円
区分オ	低所得Ⅱ	1食180円	1食 190円
長期該当	長期該当		
	低所得Ⅰ	1食110円	1食 110円